

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会		会 議 場 所 第 3 委 員 会 室 担 当 職 員 三 宅
日 時	平 成 2 8 年 7 月 2 7 日 (水 曜 日)	開 議	午 前 1 0 時 0 0 分
		閉 議	午 前 1 1 時 4 5 分
出 席 委 員	堤 藤 本 奥 野 田 中 小 島 木 曾 石 野 < 福 井 副 議 長 >		
執 行 機 関 出 席 者			
事 務 局 出 席 者	門 事 務 局 長、山 内 次 長、船 越 副 課 長、鈴 木 議 事 調 査 係 長、三 宅 主 任、池 永 主 任		
傍 聴	可	市 民 名	報 道 関 係 者 名 議 員 名

## 会 議 の 概 要

1 0 : 0 0

[ 堤 委 員 長 開 議 ]

< 堤 委 員 長 >

議 会 基 本 条 例 の 検 証 及 び 見 直 し に 関 し て は、私 が 欠 席 し て い た 間、当 初 か ら 藤 本 副 委 員 長 に 進 行 い た だ い た 経 過 が あ る た め、副 委 員 長 に よ り 進 行 願 い た い。よ ろ し く お 願 い す る。

[ 事 務 局 長 よ り 日 程 説 明 ]

1 議 会 基 本 条 例 の 検 証 及 び 見 直 し に つ い て

( 1 ) 検 証 の 実 施

第 4 章 議 会 と 市 長 等 の 関 係 ( 第 8 条 - 第 1 0 条 の 3 )

・ ( 議 員 と 市 長 等 の 関 係 ) 第 8 条 第 1 項

< 事 務 局 主 任 >

( 説 明 : 条 文 趣 旨、具 体 的 方 策 ・ 取 組 状 況、現 状 の 課 題 ・ 問 題 点 等 )

緊 張 関 係 の 保 持 に 関 し て、緑 風 会 か ら は、問 題 意 識 を 持 っ て 市 長 等 と 論 戦 す べ き で あ る と の 意 見 が 出 さ れ て い る。ま た、関 連 し た 意 見 と し て、第 1 章、議 会 の 活 動 原 則 の 第 3 条 第 5 号 中、市 長 と の 対 論 を 通 じ た 政 策、施 策 の 実 現 を 捉 え た 課 題 と し て、市 長 と の 論 戦 を 通 じ て 新 し い 政 策 を 立 案 で き る た め の 場 を つ く る べ き と の 意 見 が 出 さ れ て い る。こ れ ら を 踏 ま え、緊 張 関 係 の 保 持 の 検 証、評 価 を 願 い た い。

< 藤 本 副 委 員 長 >

緑 風 会 か ら 指 摘 の 意 見 も 踏 ま え、達 成 状 況 を 評 価 し た い。各 委 員 の 意 見 は。

< 石 野 委 員 >

達 成 に 近 い 状 況 で あ る。評 価 は A で あ る。

< 木 曾 委 員 >

議 会 と 市 長 等 と の 緊 張 関 係 の 保 持 に つ い て は、議 会 改 革 の 中 で も 1 番 に め ざ し て い

くべきことと考えている。常に緊張関係をもって活動していくことが非常に大切であり、合わせて、ただ対峙するだけではなく、問題意識をもって政策的なことにも取り組んでいかなければならない。よって評価はBである。

< 田中委員 >

評価はAである。

< 藤本副委員長 >

公明党議員団としては、今後も緊張感、問題意識をもって市長等と対論していくべきことを課題と考えており、評価はBとする。

< 小島委員 >

会派としてはAであるが、各議員の考え方によるところがあり、問題意識をもって取り組むべきことから、一部達成の評価に理解はできる。私の評価としてはAである。

< 奥野委員 >

Aである。

< 堤委員長 >

緊張関係の保持、問題意識をもって取り組むことは、市民の代表としての議員の使命であり、質問等においてもそれを的確に行うことは、議員のテクニクであり、それに不満がでるということは本来おかしい。理事者側も緊張感をもって適切に対応されている。評価はAである。

< 藤本副委員長 >

大半の評価意見がAであることから、本項の評価結果はAと決定し、今後の方向性を継続としたい。(了)

・ 第8条第1号

< 事務局主任 >

(説明：条文趣旨、具体的方策・取組状況、現状の課題・問題点等)

論点を明確にするための方策として、通告書の具体的な記入、一問一答制の展開等、積極的な取り組みが進んでいる反面、通告書にない質問に対する答弁の取り扱いが不明確になってきており、議会運営上、課題が表面化しつつあるように感じるため、現状の課題として取り上げた。原則は、議長の議事整理によることであるが、実際に判断が難しい場合があり、この機会にこの点も含めて協議願いたい。

< 藤本副委員長 >

以上を踏まえ、まず達成状況を評価したい。各委員の意見は。

< 石野委員 >

評価はAである。課題点も踏まえ、継続していければよい。

< 木曾委員 >

通告に関して問題となるのが、関連した質問を行ったときに答弁を拒否されるケースであり、論外である。関連した質問は必然であり、過去の経過では、通告は頭出しだけで、ほとんど答弁されており、それで論点を深めていた。質問することを順に全て書き出すと大変な量となり、通告段階でどのような答弁が返ってくるかを想定して組み立てていくことは中々難しい。相互の議論の中で引き出そうという部分がある。よって私自身はさらなる取り組みの検討が必要であると考えており、評価はBである。会派でもそのように確認している。

< 田中委員 >

一問一答の中では通告外の答弁拒否が見受けられる。質問項目に取り上げた事項に

ついて、答弁内容がどうかということを見て、さらに中身を深めていくために質問を行っていくものであり、答弁拒否は論外である。評価としてはAである。

<藤本副委員長>

関連して質問することには答弁されたい。事前にすり合わせをということについては、どのような答弁が返ってくるかわからないまま、そこまでの調整が可能なのが疑問に感じることもある。評価はAとして、今後もしっかりと継続して取り組んでいくことでよいのではと考える。

<堤委員長>

一般質問の通告に関して、木曾委員の意見のとおり、当初は題目だけを通告して行ってきた経過がある。しかし、議会改革の取り組みとして、的確な答弁を求めるため、具体的な事項を通告することとしてこれまで取り組んできた。その中で、関連した質問を行うことなどは、議長の議事整理により、質問の要旨の範囲内かどうかで判断されるものである。

また、理事者側では、質問事項だけの答弁を準備しておいたらよいという生ぬるい態度ではいけない。そのようなことでは、緊張関係の逸脱であり、茶番劇をやっているだけのこととなる。

方向性として、議会としてさらに検討して、通告書を具体的にということにはならない。議会改革として、的確な答弁を得るために詳細に記載している現在の取り組みは理解しているが、余りやりすぎると本会議における鋭い質問がなくなり、緊張関係を保持できなくなる。議会の権威としてそれは譲れない。方向性は継続とすべきである。

<藤本副委員長>

大半の意見では評価はAであり、今後の方向性としても継続ということである。小島委員、奥野委員から異論はないか。(了)

<木曾委員>

通告書では答弁者を指定しているが、それに対して部長等が答弁に対応したとしても、質問の最後など、市長、副市長などに答弁を求めることがある。それに拒否されるのはいかななものか。議員として重みをもって、市長などの所見を問うことであり、対応してもらいたい。その点についても取り上げてもらいたい。

<藤本副委員長>

理事者としても誠実に対応してもらいたい。今の意見も参考として、本号の評価はAとして、継続していくことでよいか。

<田中委員>

通告書の答弁者欄に副市長と記載しても、ほとんど副市長が答弁されることはない。実際に答弁を求めても答弁されない場合がある。しっかりと答弁できるようにしてもらいたい。

<藤本副委員長>

副市長と通告しているのに担当部長等で対応されるようなことについて理事者側の考え方はどうか。事務局長の見解は。

<事務局長>

答弁書はそれぞれの所管部署で作成しているが、その作成段階において、現在では詳細な通告事項を受けているので、ほとんど議員に確認する必要なく、答弁書が作成されている。一部、不明点などがある場合は、担当部長等が議員に直接確認することを前提としている。それに関して、一部議員からの指摘により、一切問い合わせを行わないようにしていた経過もあったが、一問一答制が導入される頃からは、

また、議員への確認は密に行うこととし、そのようなことを背景として、現在に至っている。

答弁書が作成された後には部長会において答弁調整が行われる。例えば、通告書に市長と記載されており、市長の政治姿勢に関する内容等には当然市長が対応されるが、それ以外の分については、例えば副市長と記載されていても市長が対応するなど、その内容に応じて誰が答弁に応じるのかを市長の考えに基づき調整されている。本会議において、答弁調整した答弁者以外に、例えば市長の所見を問う質問が出た場合などには、議長の采配で対応しているところである。議長においては、各質問について誰が答弁に応じるのか、事前に情報を受け取った中で議事進行を行っているため、その必要に応じてメモを回すなどして、臨機応変に対応しているのが現状である。

< 藤本副委員長 >

部長等の答弁に基づき、さらに市長、副市長等に答弁を求める場合には、議員から議長に求め、議長の采配に委ねるということであるが、積極的にそのように対応していただきたい。

< 木曾委員 >

通告書の具体化は、反って絵に描いたとおりの出来上がったものにしかないのではないか。外から見て、議会で議論している様子が伝わらない。議会の議論を見てももらえるようなことにしていかなければならない。質問、答弁とも書いてある通りということで良いのか悪いのか。通告制は大事なことであり、答弁を的確に得るために行っていることであり、セレモニーとするために行うものではない。そうなってしまうと残念なことであり、通告の具体化に関して、一定の歯止めは必要である。

< 藤本副委員長 >

そのとおりである。評価に関してはAとすることでよいか。(了)

・ 第8条第2号

< 事務局主任 >

(説明：条文趣旨、具体的方策・取組状況、現状の課題・問題点等)

反問の範囲の制限を撤廃したことにより、運用基準において、その目的等を明確化している。課題点等について、特に意見等は受けていない。

< 藤本副委員長 >

以上を踏まえ、各委員の評価は。

< 石野委員 >

評価としてはAである。反問の事例はそうないが、今後とも継続していければよい。

< 木曾委員 >

同様、Aである。

< 田中委員 >

同様、Aである。

< 藤本副委員長 >

私もAである。よって本号の評価結果はA、方向性は継続としたい。(了)

・(議会審議における論点の明確化) 第9条第1項

< 事務局主任 >

(説明：条文趣旨、具体的方策・取組状況、現状の課題・問題点等)

具体的方策は特に掲げていない。条文に沿った運用のしくみがなく、個々の審議において、委員会等の対応により必要に応じて求めている現状ではないかと考える。課題点等に関して、事前に特に意見は受けていない。

< 藤本副委員長 >

以上を踏まえ、各委員の評価は。

< 石野委員 >

評価としてはAである。

< 木曾委員 >

Aである。そのように取り組んでいるものと理解している。

< 田中委員 >

Aである。議会が市長に求めるという制度的な保障規定であり、このままでよい。

< 藤本副委員長 >

私もAである。各議員がそれぞれの角度で対応している状況と考える。よって、本項の評価結果はAとし、方向性は継続としたい。(了)

・ 第9条第2項

< 事務局主任 >

(説明：条文趣旨、具体的方策・取組状況、現状の課題・問題点等)

運用基準により、当初予算の説明資料として「一般会計当初予算案施策の概要」、決算については、「主要施策報告書」を作成し提出するよう求めている。課題点等に関して、事前に特に意見は受けていない。

< 藤本副委員長 >

各委員の評価は。

< 石野委員 >

評価としてはAである。このまま継続していけばよい。

< 木曾委員 >

評価はAでよいが、説明資料に関して、毎回、同じ資料を追加要求している状況があり、資料請求があるのがわかっているのであれば、当初に資料を提出してもらいたい。方向性も継続でよいが、このことを付け加えてもらいたい。

< 田中委員 >

評価はA、方向性は継続である。資料請求されたことは分かるはずなので、それを生かして次回からは提出してもらいたい。

< 藤本副委員長 >

私もAである。よって本項の評価結果はAとして、今後の方向性を継続とする中でも、木曾委員の意見に関して、そのとおり前もって対応されるよう、今後の方向性に付け加えたらどうかと考える。

< 堤委員長 >

そのように求めることでよいのでは。

< 議事調査係長 >

木曾委員の意見に関して、合意されるならば、何らかの手立てが必要となる。例えば議長から市長に申し入れる等の対応が考えられる。

< 木曾委員 >

審査の過程において、採決の段階で資料が提出されるようなことでは何の意味にもならない。そのような資料なら必要がない。必要な資料は当初に揃えて提出してもらいたい。単純なことであり、審査を円滑に進めるためにも必要なことである。

< 議事調査係長 >

意見は承知している。それを申し入れるということによいか。

< 藤本副委員長 >

そのように願いたい。(了)

・(政策執行に対する評価) 第10条

< 事務局主任 >

(説明: 条文趣旨、具体的方策・取組状況、現状の課題・問題点等)

運用基準では、事務事業評価を発展して対応するとしており、研修等も実施されてきた。事務事業評価は平成22年9月以降、これまで6年間実施してきた経過がある。課題点等に関して、まず公明党議員団から、予算・決算審査のあり方を検討すべきとの意見が提出されているが、議会活性化の検討において、予算・決算審査方法の見直しを短期検討項目としているため、既に今後の方向性に位置付けている。別途、議会活性化の検討の場で議論していただきたい。

次に、事務局からは、事務事業評価の目的と効果の検証に関して、2点の課題を取り上げさせていただいた。

1点目は、今年度、9月定例会において決算事務事業評価を実施することが確認されているが、どのような内容で実施するのか。これまでの総括の意見を踏まえて、一定の見直しが必要と考えている。今年度の実施内容について具体的な協議を願いたい。

2点目は、条文趣旨に基づく政策評価のあり方として、事務事業評価を行うことをこれまで継続してきたこと、総括の意見を踏まえて、今後の方向性の検討が必要ではと考えている。この検証の機会に検討願いたい。

これらの課題点等も踏まえた中で、検証を願いたい。

< 堤委員長 >

まず、公明党議員団から出された予算・決算審査の見直しに関して、どのような趣旨であるか確認しておきたい。

< 藤本副委員長 >

通年議会の方向性をもつべきことを念頭として取り上げた意見であり、将来的には、予算、決算審査も同じ体制により、決算事務事業評価を行った者が次の予算審査を行う仕組みがとれればと考えている。今後の方向性に関しての意見である。

< 木曾委員 >

決算審査では全員で行い、予算審査は半数である。藤本委員の意見では、どちらの体制を求めているのか。

< 藤本副委員長 >

予算・決算とも全員で行うのが望ましいと考えている。分科会がその中に入ったとしても全員で取り組んでいくという考え方である。

< 木曾委員 >

決算審査の分科会方式で行うのか、それとは異なる全員参加のしくみで行う考えなのか。

< 藤本副委員長 >

決算審査の体制で予算審査にあたるということである。今後の検討課題である。それでは、まずは、事務事業評価のあり方、課題等も含め、本項の評価を行いたい。

< 石野委員 >

評価はA、継続である。

< 木曾委員 >

評価はA、事務事業評価は継続していくべきである。

< 田中委員 >

評価はA、継続である。

< 藤本副委員長 >

課題として取り上げたのは今後の方向性に関してのことであり、これまでの状況を踏まえた中での評価はAである。よって、まず、本項に関する評価結果はAとしたい。(了)

それでは次回9月の事務事業評価の取り扱いに関して事務局から説明を。

< 事務局主任 >

本日の機会に、今年度の事務事業評価の実施方法について協議のうえ、次回の会議で方向性を決定し、9月定例会招集告示日の会議で具体的内容を決定できるように進めていただきたい。これよりその協議を願いたい。(了)

(昨年度事務事業評価シート配付)

< 事務局主任 >

昨年度行われた決算審査の総括において、各会派等から色々な意見がだされたが、主な意見としては以下のとおりである。

- ・対象事業数を3項目程度と決めるべきではない。
- ・議会改革としていつまでも実施する必要はない。
- ・廃止・縮小を判断することは、実際には難しい、評価を言い表すのが難しい。
- ・手法を検討すべき。問題のないものを取り上げる必要があるのか。

今年度、実施する方向は既に決定されているので、以上の意見を踏まえた中で、どのような方法で実施するのか、次回8月の議運で方針を決定できるよう、意見を伺っていただきたい。

< 藤本副委員長 >

それでは、以上の説明を踏まえてより良い方法で事務事業評価を実施できるよう、各委員は一旦持ち帰り、会派の意見を集約のうえ、次回に引き続いて協議したい。

< 木曾委員 >

評価シートの評価結果の分類において、継続の改革改善という区分については、充実、拡充の方向性を示す場合と縮小の方向性を示す場合がある。現状の分類だけで判断することは難しい。議会の意思、意図が示せる分類区分に見直してはどうかと考える。

< 事務局長 >

そのような評価結果に係る意見も含め、評価項目の区分や評価の視点等に関しても色々な意見があろうと考える。よりわかりやすい内容となるよう、各会派で十分協議願ひ、次回に示していただきたい。

< 藤本副委員長 >

現在、各分科会では事務事業評価対象事業の抽出をされているが、その取り扱いも次回に決定して間に合うのか。

< 事務局主任 >

項目数の決定については、次回の議運で決定いただきたくこととして、その結果を踏まえて、その後に開催される分科会において項目数を決定いただくように考えている。現在、分科会で対象事業を抽出されているが、最終的にはその中から、絞り込みをしていただくこととなる。

< 藤本副委員長 >

それでは、対象事業数、評価シートの内容等について次回決定していきたい。(了)

10 : 56

[休憩]

11 : 03

・(閉会中の文書質問) 第10条の2

<事務局主任>

(説明：条文趣旨、具体的方策・取組状況、現状の課題・問題点等)

現状の課題点等として、文書質問制度の根拠に係る懸案事項を取り上げた。地方自治法上、閉会中に法的に文書質問を行使することは事実上の行為と見なされるため、会議規則に定める一般質問と同様に扱えない。一般的に文書質問は、一般質問の補完として会期中に行うものとして制度化されており、その場合は、会議規則で規定されている。

本市議会で導入した経過では、議会改革推進特別委員会の検討項目として、通年議会とセットで提案されたものであるが、一般質問の補完措置とする一般的な考え方ではなく、議会で議論すべきことについて、閉会中にその事実関係を明らかにして議会全体で課題共有を図ることを目的とすることに合意され、導入されたものである。地方自治法では、このような行為は認めていないことから、議会基本条例で規定した経過があるが、会期を制限する地方自治法の趣旨に整合するのか疑義があり、学識者からは適切ではないという見解を確認したので、この検証の際に、再度検討すべきではないかと考えて取り上げた。

よって、導入目的、実績等を踏まえた中で評価いただくことと合わせて、法的な課題も考慮した上で、今後の方向性を協議願いたい。

<藤本副委員長>

現規定では法的に整合しないということは違法性があるということで、認められないのではないかとということか。それを踏まえて議論していきたい。

<木曾委員>

私が議長をしていたときに導入した制度であるのでしっかりと議論していきたい。当時、通年議会が検討されていて、従来通りの会期制を継続する場合には、会期外に重要な問題が生じた際に質問できる仕組みが必要であったこと、また、質問の時間制限を補完すべきこと、これらの必要性から議会改革の取り組みの一つとして導入されたように認識している。

その時には、法的な整合に関しても精査した中で、当時は問題がないと判断したものである。一般質問であれば会議録に掲載されるが、そのような取扱いができないことなど、一般質問と同様に扱えないことは理解した中で運用してきた。このまま継続していければよいのではと考えている。

<堤委員長>

地方自治法の規定が優先されるのか、各自治体の議会基本条例で規定された場合はその規定が優先されるのかと考えた場合、やはり地方自治法では認めていないことであり、運用として実施していることとなり、法で認めていないことまで、各議会で勝手に解釈していることとなる。本市議会では一般質問の人数を制限していない、その必要も特になく、質問は自由に行使できる環境にある。法的に問題があるので、一旦廃止して一から議論し直すべきである。

<木曾委員>

文書質問に固執するつもりはないが、今後、通年議会等でそのようなこともカバーできるのであれば良い。ただし、そのような会期制の制限がある中で活動していくためには、そのような取り組みが必要ではないかということである。

< 藤本副委員長 >

当初、検討した際には、乱発を防止し、執行部の負担を軽減する観点からも、閉会日の翌日から1議員1回1項目の制限を付して、さらに議長が了としたものについてのみ取り扱うよう、独自のものとして取り入れたものである。通年議会にして廃止するのであれば理解できるが、せっかく決めたものを今さら廃止するとなると、問題を蒸し返してややこしくなる。

< 石野委員 >

会派で検討したい。

< 田中委員 >

個人的には文書質問の意義は感じられず、十分に議会機能の中で取り組めることがあると考えているが、せっかく制度として整備したことであるので、通年議会と合わせて考えていけばよいのでは。本日は結論を出さずに再検討としてはどうか。

< 藤本副委員長 >

公明党議員団としても、とりあえず継続として、通年議会と合わせて検討していけばどうかと考えている。次回に結論を出す必要があるか。

< 事務局主任 >

次回の予定では、第6章中、定例会の回数等の条項の検証を行っていただくので、そこでの議論を踏まえた中で、文書質問の方向性を検討していただければどうかと考える。

例えば通年の会期において文書質問制度を設ける場合は、法的に整合するので、会議規則で規定整備を図る方向性が論点に加わることとなる。また、通年議会を導入しない場合は、文書質問の規定をどうするのか。木曾委員の意見ではこのまま継続してはどうかということであるが、法的な課題について考え方を整理願いたい。地方自治法に規定する会期制をとっている以上、会期外の活動には法的な権限が与えられていないため、執行機関においては応答義務がないということとなる。根拠を求めるとそのようなリスクがある。

議会基本条例は、幅広く議会活動を行うため、地方自治法で規定されている活動の範囲を補完する意味合いがあるが、法の範囲を上回る規定整備について問題提起がなされていることから、この機会にぜひ議論を深めて結論を導いていただきたい。

< 木曾委員 >

通年議会を前提として、会議規則で規定整備を行えば、こうした問題はクリアされる。その段階で廃止してはどうか、その方向性が望ましいと考えるところである。他の議会では、一般的に、質問できない議員の補完措置として文書質問が導入されているが、それも法の趣旨に反するのか。

< 事務局主任 >

通常、文書質問制度は、議員数の多い議会などで、会期中に一般質問ができない議員のための補完として設けられたものであるので、会期中に行うことが前提であり、そのような取扱いをされている。

< 堤委員長 >

開かれた議会をめざした取り組みとして、文書質問制度の導入を議論してきた中で、議員数が多い議会では会派で質問者数を制限されていることから、そのための補完として文書質問制度があること、それを閉会中に行うことについては法的な課題が

あることなどについてはあまり触れていなかったように考える。何がポイントであるかと考えた場合、開かれた議会として議会の活動を市民に知ってもらうことであり、その観点から議員、市民に対してどの程度文書質問が認識されているのか、検証する必要がある。それらも踏まえて、次回に十分議論していきたい。

< 藤本副委員長 >

それでは、文書質問の本規定に関しては、会派に持ち帰り、協議いただくこととし、次回に持ち越して方向性を検討していきたい。(了)

・(決議等への対応) 第10条の3

< 事務局主任 >

(説明：条文趣旨、具体的方策・取組状況、現状の課題・問題点等)

議会の政策提言の実現に関して、議会意思の実現に向けた積極規定として追加したものであり、条例を改正した平成26年10月以降、市政執行に関する採択請願、決議、附帯決議の事例がないため、本規定に基づく実績はない。また、特に課題点等についても意見を受けていない。

< 藤本副委員長 >

以上を踏まえ、各委員の評価は。

< 石野委員 >

事例がないため評価はないが、このまま継続していけばよい。

< 木曾委員 >

このとおり継続していけばよい。

< 田中委員 >

制度としての方向性は継続である。評価に関しては、制度上としてはAである。

< 藤本副委員長 >

達成状況としては、そのような政策提言を議決していないので、未達成に近い一部達成という感である。

< 堤委員長 >

条例規定を設けてからは、まだ事例がないということであり、評価の対象外として、今後の方向性として継続していくことが妥当ではないのか。

< 藤本副委員長 >

評価の対象外として継続していくことについてはどうか。

< 小島委員 >

その取り扱いでよいのでは。

< 木曾委員 >

実際に事例はなかったのか。これまでも同様の取り扱いをしてきたと思うのだが。

< 事務局主任 >

これまでに附帯決議や市政執行に関する請願の採択の事例はもちろんあるが、条例改正を行った平成26年10月以降ではそのような事例がない。請願に関しては従前から会議規則の規定に基づき、委員会で必要と認める場合は、事後の対応を請求する旨議決して本会議に報告し、書面で請求する対応をとってきている。それを基本として、決議等の政策提言についても同様に求めることを目的として規定化したものであり、その実際の事例がないということである。

< 藤本副委員長 >

以上を踏まえて、本条の評価結果はAとし、方向性は継続とすることでどうか。(了)

## 第5章 議会の機能の強化（第11条 - 第12条）

### ・（96.2議決事項）第11条

#### <事務局主任>

（説明：条文趣旨、具体的方策・取組状況、現状の課題・問題点等）

現状の課題点等に関して、緑風会からは、議決事件の拡大については積極的に議論すべきとの意見をいただいている。これまで、議会改革推進特別委員会において検討項目として取り組んできた経過がある。その議論の中では、政策決定への議会の参画のあり方、根拠法令の解釈、議会の審議体制の確保の観点から、各計画等について検討を加えた結果、結論としては議決事件の追加にはならず、現在に至っている状況である。

#### <藤本副委員長>

以上を踏まえ、各委員の評価は。

#### <石野委員>

A、継続である。

#### <木曾委員>

A、継続である。

#### <田中委員>

A、継続である。

#### <藤本副委員長>

私としてもA、継続である。必要があればその都度取り上げて議論していきたい。それでは本条の評価結果はAとし、方向性は継続とする。（了）

### ・（調査機関の設置）第12条第1項～第3項

#### <事務局主任>

（説明：条文趣旨、具体的方策・取組状況、現状の課題・問題点等）

地方自治法第100条の2で専門的事項に係る調査が規定化されたことを受けて条例で規定整備を行ったものであり、具体的な運用においては議決された後に要綱を定めることとしている。その事例はなく、特に課題点等の意見も受けていない。

#### <藤本副委員長>

各委員の評価は。

#### <石野委員>

継続であるが、第2項の構成員に議員を加える規定に関しては会派で協議したい。

#### <木曾委員>

評価の対象外とし、方向性は継続である。

#### <田中委員>

評価の対象外とし、方向性は継続である。

#### <藤本副委員長>

私としても評価の対象外とし、方向性は継続である。

#### <堤委員長>

石野委員から一部協議を要する意見が付されたが、議員の参画はその時に判断すべき問題ではないか。特になければ会派としてもこのままで良いのではないか。（了）

#### <藤本副委員長>

本条の評価結果は対象外とし、方向性は継続とする。（了）

本日の検証はここまでとしたい。

< 堤委員長 >

達成状況の評価結果に関して、今後の取り扱いは。

< 事務局主任 >

検証・評価のスケジュールとしては、次回の会議で一旦最後まで進めていただくことを予定している。その評価結果は検証項目一覧に落とし込み、今後の方向性等にも意見を付した上で、その後の議運で確認いただくよう考えている。そして、9月定例会中に全議員に周知、意見集約いただく中で、後半の検討に入っていただきたいと考えている。

< 堤委員長 >

それでは、残りの部分について次回引き続いてお世話になりたい。

## 2 その他

### ( 1 ) 次回開催日時

< 堤委員長 >

次回の開催は、8月23日(火)午前10時としたい。(了)

< 事務局主任 >

本日の議論の結果、次回に持ち越しとなった事務事業評価の具体的な取り扱い、文書質問の方向性に関して、各会派での協議を願いたい。

< 堤委員長 >

各会派内での協議をよろしく願います。

それでは、以上をもって散会とする。

散会 ~ 11 : 45